

災害等発生時の対応について

静岡県立藤枝東高等学校

1 地震に対する対応

(1) 大地震（震度5強以上）が発生した場合

在校中は、生徒は教職員の指示に従って、グラウンドに一旦避難し、安全が確認できたところで地区ごとに帰宅します。（沿岸地域の津波等で）帰路や居住地付近の安全が確保できない場合は、学校に一時的に留まります。この時、生徒の帰宅は保護者への引渡しを原則とします。

なお、登校前や休日等に発生した場合は、登校を中止し、自宅や避難場所で待機してください。

学校再開については、[Eメール](#)や学校の[ホームページ](#)等によりお知らせします。

(2) 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、それが大規模な地震と関連するかどうかについて調査の結果、大地震の発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、次のとおりの対応をしてください。

登校前	授業中	登下校中
① 登校しない ② 自宅待機か避難場所へ避難する	① 授業を中止する ② 帰路の安全を確認のうえ、下校する	① 原則として帰宅する ② 通学途中の最寄りの避難場所へ避難する ③ 電車、バス乗車中は駅員等の指示に従う

2 悪天候に対する対応

(1) 静岡県中部南に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合、以下のような対応とする。

○登校前：次のとおりの対応をしてください。

時 点	上記警報	対 応
午前7時	発令中	登校を中止し、自宅待機する
午前11時まで	解除された	安全を確認の上、午後の授業に必要なものを持参して、12時30分までに登校する
	解除されない	自宅待機とする（1日休校となる）

○授業中：原則として、安全を確認した上で生徒は帰宅します。

※静岡県中部南とは、「静岡市南部、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町」を指し、暴風警報が、このすべての市町、またはいずれかの市町に発令されている状態のことを指す。判断基準はあくまでも「暴風警報が発令されているかどうか」であり、風雨が弱い状態でも暴風警報が発令されている場合は、下記の基準で判断する。

※中部南以外の市町（例えば浜松市や静岡市北部等）に居住している生徒については、中部南の暴風警報が解除されていても居住する市町に暴風警報が発令されている場合は自宅待機とする。

(2) 藤枝市及び居住地域に「避難指示」が出された場合

○地域の避難指示を優先し、その指示に従ってください。待機については(1)と同様の対応をお願いします。

(3) 上記以外の警報や注意報が発令された場合

○登校前：安全を確認して登校してください。

○授業中：原則として授業を継続します。ただし、状況によっては安全確保の上、生徒を帰宅させることがあります。

3 全国瞬時警報システム（Jアラート）警報に対する対応

(1) 緊急情報（ミサイル発射）発信時

在宅中は登校を中止し、自宅に待機するとともに必要に応じて避難行動を取ってください。登下校中は近くの建物や地下に避難してください。在校中は、授業等を一時中止し、教職員の指示に従って避難行動を取ります。

(2) 緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）発信時

登校中は身の安全を守りつつ登校してください。在校時は、授業を再開します。

(3) 緊急情報（ミサイル通過＝影響がある場合）発信時

全時間帯において、身の安全を最優先し、適切な避難行動を取ってください。屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内や風上に避難してください。